

第一回東アジアサミット (EAS) の意義と展望

大庭三枝
東京理科大学

obamie@rs.kagu.tus.ac.jp

0. 問題意識

第1回東アジアサミット(EAS)は、第11回ASEAN首脳会議や第9回ASEAN+3首脳会議などの一連の会議とともに、2005年12月に開催された。第1回EASの開催は、ASEAN(東南アジア)やASEAN+3(東アジア)、APEC・ARF(アジア太平洋)など他の地域枠組みとどのように関連しつつ、どのように地域のあり方を決定づけていくだろうか。

この問題を考える上では、特にEASとASEAN+3との関係に着目すべきであろう。ASEAN+3は1997年の第1回首脳会議開催以後、ASEANと日本、中国、韓国をメンバーとする様々なレベルの会議やそれらで決定されまた実施されている協力の集合体であり、東アジア地域主義を事実上体現する組織として発展してきた。それに比較すると、EASは初会合を開催したのみである。それらはともに東アジア地域主義のあり方に大きく影響を及ぼすものと考えられる。また、東アジア共同体形成を目指していること、共同体形成に協力すべき内容など、多くの点で重複している。このことをどう考えるべきなのか、EASとASEAN+3はいかなる形で関連していくのか。共同体の基礎となるべき「東アジア」という「我々」形成にどのように関わっていくのか。

本報告では、上記の点についての現時点での考察に加え、東アジア共同体についての長期的な展望について触れたい。

2. 確認：第1回EASと第9回ASEAN+3首脳会議における決定事項

第一回EASには、ASEAN+3加盟国のほか、オーストラリア、ニュージーランド、インドが参加した。「東アジア」は「東南アジア」と「北東アジア」をその範囲とするという地域認識は、1990年代初頭にマハティールが東アジア経済グループ(EAEG)構想を提唱し、アジア欧州会合(ASEM)のアジア側参加国が決定され、また1997年にASEAN+3が発足し、発展するに及んで定着しつつあった。EASの参加国は、その地域認識とはずれている。

このサミットにおいて「東アジア首脳会議に関するクアラルンプル宣言」が採択された。その宣言において、EASは東アジア共同体形成について「重要な役割(significant role)」を果たすこと、また東アジア共同体形成はASEAN共同体実現と整合的かつそれを強化することとされた。また、EASは開かれた外部志向の枠組みであること、また政治・安全保障、経済、社会・文化にまたがる様々なイシューについて対話と協力を進めることが確認された。さらに、EASの参加国はASEANが設定した参加基準に基づくこと、EASの議長国はASEAN加盟国が主催し、議長を務め、また年次ASEAN首脳会議とともに開催されることも決定された。EASはこの宣言に加え、「鳥インフルエンザの予防、抑制、対策に関する東アジア首脳会議宣言」を採択した。

他方、第9回ASEAN+3首脳会議においては、「ASEAN+3首脳会議に関するクアラルンプル宣言」が採択された。その主要点は以下の通りである。まず、ASEAN+3が、東アジア共同体を実現するための「主要な手段 main vehicle」であることが確認された。また、ASEAN年次首脳会合と併せてASEAN+3首脳会議を毎年開催するという今まで維持されてきた慣行の継続が再確認された。さらに、2007年にはASEAN+3において東アジア協力に関する第二の共同声明を採択することも謳われた。これは、1999年にマニラで開催された第3回ASEAN+3首脳会議で採択された「東アジア協力に関する共同声明」に次ぐものと位置づけられる。また、EASG最終報告書の中に提示された短期的、及び中・長期的措置の実施を加速させることなどが示された。

3. 現時点における考察

このような第1回 EAS および第9回 ASEAN+3 首脳会議での決定事項やそれを巡る様々な状況から、今どのようなことが読みとれるだろうか。要約すると以下のごとくだろう。まず、EAS と ASEAN+3 のどちらが東アジア地域主義の主な担い手であるか、という点についてである。今回の諸会議においては、「東アジア共同体」の構成員については曖昧なままおかれている。これは「東アジア」を従来の東アジア諸国でとどめるべきか、それともその範囲を拡大すべきかで意見がまだ不統一であることの表れであろう。すなわちまとまるべき「東アジア」とい「我々」の範囲が曖昧なのである。しかし、EAS が東アジア共同体形成について **significant role** を担い、ASEAN+3 が **main vehicle** というのであれば、解釈の多義性は残るものの、やはり現時点においては ASEAN+3 が東アジア協力を実質的に進めるべき組織であるという確認がなされたことと解して良いのではないかと。すなわち、やはり「東アジア」を構成するのは ASEAN+3 である、ということが暗黙に確認される結果になったのでは、ということである。

次に、EAS はどのような位置づけとなったかという点についてである。すなわち少なくとも現時点においては、EAS は「東アジア諸国による」サミットではなく、「東アジア (の将来) について協議する」サミットであるという路線がとりあえず敷かれたと見るべきではないか。となれば、EAS 構成国＝東アジア諸国である必要はない。近隣の、東アジアの動きに特に関わる諸国であってもこのような協議に参加することは不思議ではないからである。よって EAS 構成国は当然将来広がりうるであろう。そうなれば、EAS は APEC や ARF のような「アジア太平洋」諸国の協議体になる可能性もある。そもそも EAS にオーストラリアやニュージーランドを入れることに熱心であった日本の意図は、東アジア共同体そのものを「アジア的」「人種的」なまとまりではなく、「民主主義」などの普遍的価値に依拠した開かれたものにしたということであった。しかしそうした志向性が、広く他の諸国に共有されているとは思えない。特に中国は、まとまるべき「東アジア」を ASEAN+3 加盟国にとどめようとしており、それは少なくとも今回成功したように見える。

三つ目として、東アジア共同体形成を推進する上での ASEAN の主導的役割が改めて確認されたことである。ASEAN+3 はそもそも ASEAN レジームの一部であり、ASEAN が域外国を招待するというのが組織的骨格である。さらに EAS において、ASEAN はその「推進力 **driving force**」であると位置づけられ、また上記したようにその参加基準は ASEAN が決定されるべきものとされ、今後も ASEAN 諸国が議長国を務めることが決定されている。一部の国が経済発展を遂げたとはいえ、ASEAN 諸国は国力比較から言えば日中とは比べものにならない小国連合であるにもかかわらず、このように東アジアにおける協力を進める上での ASEAN の主導的立場を尊重することが改めて強調されたのである。これは、従来から東アジア協力や東アジア共同体形成を、1970 年代から 30 年以上にわたって蓄積されてきた日本—ASEAN 協力を軸にすべきであると考えていた日本と、中国脅威論の蔓延をおそれつつ、近隣諸国との友好関係を通じた影響力拡大を図りたい中国という両者の利害が一致した結果と言うことも出来よう。しかしそれとともに重要なのは、この小国連合たる ASEAN という組織を ASEAN 加盟国も、そして ASEAN の近隣諸国もともに尊重しつつそれとのハブを形成することで、様々な利害が錯綜するアジア太平洋や東アジアがなんとかまとまりを作ってきたというこれまでの現実を、各国政策担当者たちが強く認識していることである。これまでの ASEAN の地域協力の蓄積とそこで培われた様々な慣行—ASEAN の流儀 ASEAN way—が、APEC や ARF、そして ASEAN+3 などのその他の地域枠組み運営の規範とされてきた。東アジア共同体形成を目指す今後の協力もその路線が踏襲されたということができよう。

4. 長期的展望：目指すべき「東アジア共同体」とは

最後に長期的視点から、EAS および ASEAN+3 の目指す「東アジア共同体」形成の展望について触れたい。EAS や ASEAN+3 は東アジア地域主義の具現化と考えられる。第二次世界大戦後の地域主義は、あくまでも形式的に対等な主権国家間関係を前提とするものである。そ

して EAS にしろ、ASEAN+3 にしろ、アジアにおいてみられる地域主義は、主権国家間の関係強化と政策協調を制度化するという意味での地域主義である。(その意味で、地理的範囲がかなりかぶるとしても東アジア地域主義と戦前の大東亜共栄圏は明らかに異なるものである。EAS や ASEAN+3 に見られる地域主義は、第二次世界大戦後のアジアにおいて、大戦前にみられた「帝国秩序の解体した後で対等な主権国家による地域秩序を構築する試み」(酒井、1996)の文脈の中に位置づけられる。)

しかし、本来「共同体」とは地域主義やそれに立脚した政府間地域組織を超越したものであるべきであろう。カール・ドイッチュは「多元的安全保障共同体」の概念を打ち出したが、これは単にそれを構成する国家間で戦争が起こらないということではない。ドイッチュのいう「多元的安全保障共同体」は、国家の存在を前提としつつも、そこに存在する人々の間の価値の共有を基本とするものとして想定されていたのである (Deutsch, 1957)。すなわち共同体とは、国家間連合や国家間協力によるまとまりではなく、本来人を構成単位とし、人々の間の価値の共有が基礎となるものである。

そう考えると、東アジアにおいて真の意味での「共同体」形成を目指すというのは途方もない話である。東アジア地域共同体形成は、おおざっぱに分けて政治・安全保障分野の協力を通じた「安全保障共同体」、経済分野の協力を通じた「経済共同体」、そして文化・社会分野の協力を通じた「文化・社会共同体」の三つに分けて論じられることが多い。このうち経済分野の協力推進を通じた「経済共同体」形成は相互依存の進む東アジアにおいてもっとも早期に達成できる目標であるとされる。しかしそれは本質的に、政治・安全保障環境の安定に支えられているものであり、また経済的な利害の一致は現在想定されている以上に政治的不安定や関係悪化に対して脆いものであることは、相互依存関係が進んでいたにもかかわらず第一次世界大戦が勃発したという歴史的事実にも現れている。

政治・安全保障分野の協力で、近い将来東アジアにおいて臨み得るのは、地域内で協調的安全保障の仕組みの形成である。協調的安全保障とは、「不特定の、分散した脅威を内部化しつつ、それが顕在的な脅威や武力衝突にならないよう予防することを旨とし、さらに紛争の平和的な解決を図り、また不幸にして武力衝突となった場合でも、あらかじめその被害を最小限にとどめることを図る」ものである (山本、2003)。

しかし経済共同体にしる、協調的安全保障にしる、それが形成されるときに必要なのは、「我々意識」の醸成であり、また価値の共有である。すると、社会・文化分野の協力やその分野での共同体形成が不可欠であろう。そして、その中でもっとも基本的で、かつ困難なのが、歴史認識のすりあわせであり、それと深く関わるナショナリズムの相克である。東アジア共同体の将来を大きく決定づける日本と中国の間で、これらの問題をいかに処理するかが、東アジア共同体形成の鍵を握っている。また、現在 ASEAN Way でも重視されている「内政不干渉原則」は、真に価値の共有を目指すのであれば、見直しを迫られることになる。人権保護のあり方や個々の国家の政治体制のあり方について問題がある場合、そのような共同体において不問に付すというわけにはいかないからである。

最後に強調したいのは、共同体とは決して「パラダイス」ではなく、個々の構成員の自由を制約した上で成り立つ、非常に不自由な世界であるということである。規範によって構成員は強く縛り付けられる。共同体の構成員間で争いがなくなるわけではなく、その調整・解決を内部で図り、またそうした争いを未然に防止するためにも強力な規範の力が必要になってくる。また、共同体全体の利益の尊重という観点から、個々の利益の自由な追求は当然制限される。共同体はバラ色のイメージで語られがちであるが、共同体の実態にもっとも感覚的に近い言葉を探すとすれば「ムラ社会」ではないだろうか。こうした「ムラ社会」を東アジアにおいて形成しようという試みは、大変険しいものになるに違いない。また、このような険しい道を覚悟してでも東アジア共同体を形成するというのであれば、相当な覚悟が必要であろう。

<参考文献>

浅野亮「中国と ASEAN」黒柳米司編著『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦』明石書店、2005年。

大庭三枝「地域主義と日本の選択」末廣昭・山影進『アジア政治経済論』NTT 出版、2001年。

大庭三枝『アジア太平洋地域形成への道程』ミネルヴァ書房、2004年。
大庭三枝「アジアにおける地域主義の展開」関根政美・山本信人編『海域アジア』慶應義塾大学出版会、2004年。
黒柳米司『ASEAN Way』再考』黒柳米司編著『アジア地域秩序とASEANの挑戦』明石書店、2005年。
小原雅博『東アジア共同体』日本経済新聞社、2005年。
酒井哲哉「戦後外交論における理想主義と現実主義」『国際問題』No.432、1996年3月。
山影進「共同体はASEANを越えられるか」『日本経済研究センター会報』2006年1月。
山本吉宣「協調的安全保障とアジア太平洋」森本敏『アジア太平洋の多国間安全保障』日本国際問題研究所、2003年。

Deutsch, Karl., (1957) Political Community and the North Atlantic Area, Princeton University Press.